

# 鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、本県の自然や歴史など地域資源を活用し、本県の観光の主軸となるような魅力ある体験型観光コンテンツの新規造成、観光メニュー化や既存事業の高付加価値化により、地域経済の活性化を図る県内の観光事業者を支援することを目的として交付する。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツとは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に県内外から観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアーデザインで、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるものという。
- (2) 造成とは、前号に規定する観光コンテンツを企画・制作するとともに、誘客を見据えた取組を実施することをいう。

## (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 同一の事業実施主体が行う同一事業に対する補助は、1回限りとする。また、過去に県から「観光コンテンツ造成支援事業補助金」「XR活用による新しい体験型観光コンテンツ造成事業補助金」「ニューツーリズム普及促進支援補助金」の交付を受けた事業は対象外とする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

## (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに観光交流局観光戦略課に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第10条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局観光戦略課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年度事業から適用する。